（第一次試験の受験手続）

第七条　第一次試験を受けようとする者は、別記様式第一による第一次試験受験申込書を文部科学大臣（指定試験機関が試験事務を行う第一次試験を受けようとする者にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。

2　前条の規定による第一次試験の一部免除を受けようとする者が、前項の規定による受験の申込みを行う場合においては、第一次試験受験申込書に、次に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。

一・二　［略］

三　前条第二項第一号に該当する者　中小企業診断士登録証又は養成課程若しくは登録養成課程を修了したこと若しくは第二次試験に合格したことを証する証明書若しくは書面

四　前条第二項第二号に該当する者　情報処理安全確保支援士試験又は高度試験に合格したことを証する証明書又は書面

（第二次試験の試験科目）

第十一条　第二次試験の試験科目は、次の表の上欄に掲げる技術部門について、それぞれ同表の中欄に掲げる必須科目及び同表の下欄に掲げる選択科目のうち受験者があらかじめ選択する一科目とする。

技術部門	必須科目	選択科目
一　機械部門	機械一般	機械設計 材料強度・信頼性 機構ダイナミクス・制御 熱・動力エネルギー機器 流体機器 加工・生産システム・産業機械
二　船舶・海洋部門	船舶・海洋一般	船舶・海洋
三　航空・宇宙部門	航空・宇宙一般	航空宇宙システム

（第一次試験の受験手続）

第七条　第一次試験を受けようとする者は、別記様式第一による第一次試験受験申込書を文部科学大臣（指定試験機関が試験事務を行う第一次試験を受けようとする者にあっては、指定試験機関）に提出しなければならない。

2　前条の規定による第一次試験の一部免除を受けようとする者が、前項の規定による受験の申込みを行う場合においては、第一次試験受験申込書に、次に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。

一・二　［同上］

［号を加える。］

［号を加える。］

（第二次試験の試験科目）

第十一条　第二次試験の試験科目は、次の表の上欄に掲げる技術部門について、それぞれ同表の中欄に掲げる必須科目及び同表の下欄に掲げる選択科目のうち受験者があらかじめ選択する一科目とする。

技術部門	必須科目	選択科目
一　機械部門	機械一般	機械設計 材料力学 機械力学・制御 動力エネルギー 熱工学 流体工学 加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械 交通・物流機械及び建設機械 ロボット 情報・精密機器
二　船舶・海洋部門	船舶・海洋一般	船舶 海洋空間利用 船用機器
三　航空・宇宙部門	航空・宇宙一般	機体システム 航行援助施設 宇宙環境利用